

次期広島県離島振興計画策定の方向性について

1 要旨

令和4年11月18日に「離島振興法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年4月1日から施行されることに伴い、引き続き、産業基盤や生活環境等に係る地域格差の是正等、離島振興に取り組むため次期計画を策定することとし、その基本的な方向性を示す。

2 現状・背景

(1) 対象地域

離島振興法に指定された県内7つの指定地域、13の有人離島（関係7市町）

○ 面積 65.17k㎡ ～ 県全体の0.8%

○ 人口 9,398人（令和2年国勢調査）～ 県全体の0.3%

指定地域	関係市町（有人離島）	人口増減等（国勢調査）		
		H27	R2	増減（率）
走島群島	福山市（走島）	410	343	▲67（▲16.3）
備後群島	尾道市（百島）	477	380	▲97（▲20.3）
芸備群島	尾道市（細島）、三原市（佐木島、小佐木島）	734	617	▲117（▲15.9）
上大崎群島	大崎上島町（大崎上島、生野島、長島）	7,960	7,125	▲835（▲14.9）
下大崎群島	呉市（三角島、齋島）	49	28	▲21（▲42.9）
安芸群島	呉市（情島）、大竹市（阿多田島）	258	211	▲47（▲18.2）
似島	広島市（似島）	790	694	▲96（▲12.2）
計		10,678	9,398	▲1,280（▲11.9）

※ 全国離島地域全体の人口33万9,280人、増減（率）▲39,471人（▲9.8%）（H27比較）

(2) 急速な人口減少、少子高齢化（H22、H27国勢調査との比較）

過疎地域を超える人口減少・少子高齢化の進行

区分	人口増減率		年少人口割合（%）			高齢者人口割合（%）		
	H27/H22	R2/H27	H22	H27	R2	H22	H27	R2
離島地域	▲8.7	▲11.9	7.5	6.7	7.2	45.7	49.2	49.7
過疎地域	▲7.4	▲8.2	10.7	10.3	9.6	35.7	39.3	42.3
県全体	▲0.6	▲1.6	13.7	13.4	12.8	23.9	27.5	29.6

(3) 新たな潮流

デジタル社会の到来、ウィズ/アフターコロナ時代の新しい価値観への適切な対応

3 計画（素案）の概要

(1) 計画期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間

(2) 策定にあたっての考え方

本県の離島振興の基本的な方針や施策体系，地域指定（群島）別の振興施策等を示すもので，県や関係市町，離島に住む人々や様々な団体などが互いにパートナーとして，今後，県民全体で取り組む離島振興の指針を策定する。

(3) 計画に掲げる取組の方向

ア 基本的な事項

令和3年1月に策定した「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」の施策の方向性を基本に，改正離島振興法により追加された新たな施策等を加えたものとし，関係市町に対する県の支援方策の考え方等を記載する。

イ 計画に記載する新たな項目

(ア) 計画の基本目標

a 目指すべき姿 ～ 第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画の目指すべき姿

「瀬戸内」の里山・里海に象徴される人と自然が作り出す地域ならではの資産が守るべき価値あるものとして，内外の人々により引き継がれる中で，地域への愛着と誇りの高まりが，将来への希望と安心につながり，心豊かに，笑顔で幸せな生活を営むことができる持続可能な地域

b 基本目標（検討中）

(イ) 取組の基本姿勢 ～ 関係する分野施策の共通的な視点

- 地域の基盤や特性を強みとして生かす
- 価値に共鳴する人を増やし，支え合いを安心につなげる
- デジタルの力を取り込む

(ウ) 計画の達成状況の評価・関係市町の支援

(エ) 産業振興促進事項

離島地域の税制優遇措置（法人税等の割増償却，地方税の課税免除等）の適用となる対象（地域・事業種等）を規定（← 市町の離島産業振興計画から移行）

ウ 計画の基本的な構成

現行計画を基本に、今回の法改正によって新たに追加される「計画の基本目標等」や「産業振興促進事項」を新たな章として設定する。

次期計画の構成 (案)	主 な 内 容
I 策定にあたって	計画の目的, 対象地域, 計画期間, 計画の位置づけ
II 離島地域の現状等	離島の人口等 (現況, 人口推移等), <u>住民意識</u> , <u>新たな潮流</u>
III <u>計画の基本的な方向性・目標</u> (新設)	基本的な方向性, 計画の基本目標 計画の達成状況の評価・関係市町への支援
IV 分野別施策の振興方針	《施策の総論部分》 ※ <u>別紙1のとおり</u>
V 指定地域別離島振興計画	指定地域・関係市町の計画 (施策の各論) ※ 関係市町で作成した計画内容等のとりまとめ
VI <u>産業振興促進事項</u> (新設)	指定地域・関係市町の産業振興促進事項 ・産業の振興を促進する区域, 振興すべき業種など

※ 法改正の主な内容は, 別紙2のとおり

(4) 根拠法令

離島振興法第4条第1項

4 今後のスケジュール

- 3月中 計画(案)を国と調整
- 5月 国との調整後の計画(案)について, 総務委員会に報告
→ 計画策定

(別紙1) 分野別施策の振興方針について

離島振興法第4条第2項の施策項目を基本に、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画の関係施策を踏まえ、国が策定する基本方針に即して設定する。

《分野別施策項目の構成(案)》

国の基本方針項目	離島振興計画の分野別施策項目(案)	第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画の位置づけ等
1 交通・通信	1 交通施設及び通信施設の整備 (1) 交通施設 (2) 通信施設	生活環境づくり (2) 居住環境
2 産業振興	2 産業の振興及び就業の促進 (1) 産業の構造 (2) 水産業 (3) 農林業 (4) その他の産業	仕事づくり (1) 農林水産業 (2) 事業展開・創業支援
3 就業促進		
4 生活環境整備	3 生活環境の整備 (1) 水道・汚水処理・廃棄物等 (2) 住環境の整備等	生活環境づくり (2) 居住環境 (4) 環境保全
5 医療	4 医療の確保等	生活環境づくり (1) 医療・介護
6 介護サービス等	5 介護及び福祉サービス等の充実 (1) 高齢者の保健・福祉等 (2) 障害者(児)の保健・医療・福祉等	生活環境づくり (1) 医療・介護
7 高齢者福祉等		
8 教育	6 教育及び文化の振興 (1) 教育の振興 (2) 多様な文化の振興	人づくり (3) 教育 (1) 協働・連携・交流
9 観光	7 観光振興及び交流の促進 (1) 観光振興 (2) 移住・定住・地域間交流の促進	仕事づくり (3) 観光 人づくり (2) 移住
10 交流促進		
11 自然環境	8 自然環境の保全及び再生可能エネルギーの利用等	生活環境づくり (4) 環境保全
12 エネルギー		
13 防災対策	9 国土保全施設の整備その他防災対策 (1) 国土保全 (2) 消防防災	生活環境づくり (5) 危機管理
14 人材の確保・育成	10 人材の育成及び確保(新設) 多様な主体による自主的・主体的な地域づくり	人づくり (1) 協働・連携・交流

1 総則的事項

(1) 目的の改正

- ・ 離島が担う役割である、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進について、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加
- ・ 離島振興施策の実施等に当たり、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記

(2) 都道府県の責務（新設）

- ・ 自然的社会的諸条件に応じた離島振興のために必要な施策の策定及び実施に努めること
- ・ 市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する情報提供等に努めること

2 都道府県が定める離島振興計画の記載事項の充実（追加）

- ・ 計画の離島の振興に関する目標、計画期間、計画の達成状況の評価に関する事項
- ・ 離島市町への支援（情報提供その他必要な援助等）に関する事項
- ・ 地域の特性に応じた産業振興の促進に関する事項（産業振興促進事項 ※）

※ 離島の税制優遇措置の対象等を規定（同措置適用は2年延長 → 関連条例等の改正予定）

3 国・地方公共体における離島に対する配慮規定の充実等

(1) 特別の配慮を行う事項の追加

- ・ 遠隔医療の実施等を通じた医療の充実
- ・ 離島航路・航空路に供される船舶及び航空機の設備投資に対する支援並びに無人航空機の活用による物資の流通

改善に対する支援

- ・ 通信体系の充実及び維持管理並びに情報通信技術等の先端的な技術の活用の推進
- ・ 公立高等学校に加え、公立の小中学校等の教職員の定数の算定・配置

(2) 配慮を行う事項の新設

- ・ 感染症発生時等における住民生活の安定及び福祉の向上
- ・ 小規模離島への配慮（日常生活に必要な環境の維持）
- ・ 規制の見直し（離島対象地域の地方公共団体から提案があった場合の対応）

※ その他、介護、福祉、産業、就業、生活環境、エネルギー及び防災について、関係する配慮規定を充実

4 法期限の延長

10年間延長（令和14年度末まで） ※ 改正後5年経過により、必要に応じて見直し等を講じる旨明記